拓殖大学研究倫理ガイドライン

目的

本ガイドラインは、本学における学術研究が科学的および社会的規範に従い適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的に、研究に従事するすべての研究者が遵守すべき倫理指針を定めたものである。

研究者の定義

本ガイドラインにおける研究者とは、本学の専任教職員のみならず、本学で研究活動に従事するすべての者を指し、学生であっても研究にかかわる時は研究者に準ずるものとする。

大学の責務

- (1) 本学は、研究倫理にかかわる意識を高め、研究活動における不正行為及び研究費の取り扱いにおける不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。
- (2) 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
- (3) 本学は、本学が研究者などに交付した研究費及び研究者などが学外から獲得した研究費を適切に管理し、研究費を支出または支出後に、その支出が適正であるか確認し監査する。
- (4) 本学は、副学長(担当)を研究倫理教育責任者と定め、研究者による研究活動にかかわる法令等の違反を防止するため、必要な教育研修を行う。

研究者の責務

(1) 基本事項

- ①研究者は、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律し、研究活動を遂行すること。
- ②研究者は、利益相反や責任相反の発生に十分注意を払い、研究活動を遂行すること。
- ③研究者は、研究を進めるにあたり、データのねつ造、改ざん、盗用などの不正な 行為を行わないことはもとより、研究のため収集した資料・情報、データ等を一 定期間保存、保管しておくなど適切な取り扱いを徹底し、不正行為の発生を未然 に防ぐよう環境整備を図ること。

- ④研究者は、研究費の使用にあたって、本学諸規程、及び研究費ごとの決められた 条件や使用ルールなどを遵守すること。
- ⑤研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に不正が起きないよう指揮下にある研究活動、研究者の管理を適切に行うこと。

(2) 研究成果の適切な発表・オーサーシップの基準

- ①研究者は、研究成果の公表に際して、データ根拠の信頼性や確保に十分留意し、 公正かつ適切な引用を行うこと。
- ②研究者は、学術論文の発表に際して、オーサーシップやすでに発表されている関連データの利用、著作権について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有のルールを十分に尊重すること。
- ③研究者は、共同研究における成果の発表に際しては、それぞれの研究者の実質的 貢献度を適切に反映させ、著者全員の了解のもとに行うこと。

(3)審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて公正に審査すること。

(4) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で得られた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、また は不当な目的に利用しないこと。

(5) ハラスメントの排除

研究者は、研究活動の遂行にあたり、本学におけるハラスメント防止に関する規 則の精神に則り、いかなるハラスメントも行わないこと。

(6) その他

「拓殖大学教員必携」(平成15年3月初版発行)にも則り、学術研究を進めること。

(7) このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。